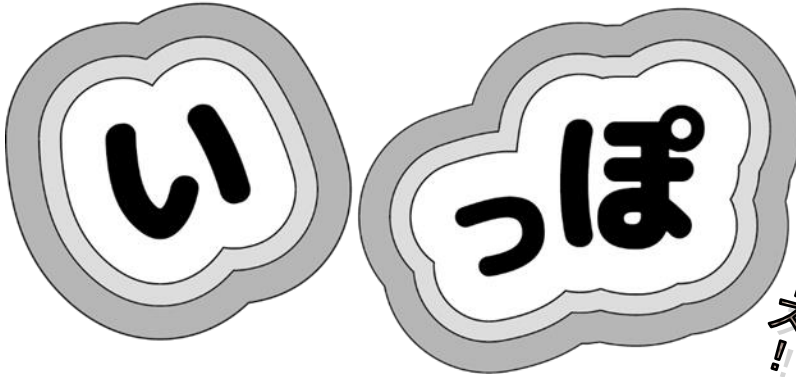


# 通信ワン・ツ一



サ  
会  
員  
の  
皆  
さ  
ん  
と  
ホ  
ッ  
ト  
下  
リ  
ヒ  
ー  
ス  
を  
結  
ぶ  
の  
一  
歩  
を  
進  
め  
ま  
す  
!!



## 生活サポートハウス いっぽ

(運営) 社会福祉法人新座市障害者を守る会

〒352-0012 新座市畑中 1-5-37

TEL・FAX 048-478-7115

携帯 090-1662-8648

E-Mail syahukuippo@gmail.com

守る会 HP <https://niiza-mamorukai.org>

# ★いっぽからのお知らせ★

## 令和6年度いっぽの事業に関する説明会の報告

先月3月14日(木)と22日(金)に説明会を開催しました。令和6年9月末日で移動支援事業を廃止し、生活サポート事業のみ運営するに至った経緯と、また、定休日と入会金、更新料についての説明をしました。説明会での質疑応答の中で、多かった質問についてお答えした事をお伝えします。

また別紙にて説明会の内容の詳細がありますので、ご確認下さい。

Q.移動支援が廃止になると、送迎は出来なくなる？

A.送迎(福祉有償運送)は生活サポート事業なので、引き続き実施します。

Q.利用料はどうなるの？

A.自己負担金 500 円×利用時間数の利用料になります。

Q.移動支援で行っていた活動は出来なくなる？

A.生活サポート事業の外出支援にあたりますので、今までの活動が出来なくなることはありません。



## 【重要】★いっぽからのお知らせ②★

### ① 4月1日以降、初回利用の前に、生活サポートの「利用者票」を確認させてください。

「生活サポート事業」を利用する際に必要な、令和6年度の「利用者票」はお手元に届きましたでしょうか？

届いた方は、いっぽに【利用者票】または【利用者票の表紙のコピー】の提出をお願いします。

利用者票は新しい利用者番号と負担額を確認し次第お返しします。まだ手続きをされていない方は「いっぽ」を利用できませんので、早急に「障がい者福祉課」で申請手続きを行ってください。



### ② 精神保健手帳をお持ちの方へ(新座市からお知らせ)。

生活サポート事業の利用対象の1つが「精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方」です。

この手帳は有効期限があり、期限切れの方は生活サポート利用の対象外となることがあります。

新年度の生活サポートの『利用者票』とともに、上記手帳をお持ちの方はお手元にある手帳のコピーの提出もお願い致します。



## ・インフルエンザ等感染症について

インフルエンザやノロウィルスなど感染症にかかった際のいっぽの利用についてです。

いっぽは免疫力の弱い方も利用されていますので、もし利用者さん本人にそのような感染症の症状が現れた場合、利用を遠慮していただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

また、学級閉鎖やご家族で感染された場合などの利用については、各家庭の判断にお任せしております。

ただ、学校の様子やご家族の症状と本人の体調（体温や食欲など）を伝えて頂くことと、利用中に体調の変化が見られた場合は連絡させていただき、その日の利用について相談させて頂く場合がありますので、よろしくお願いいたします。

### ＜生活サポートハウスいっぽサポーターさん大募集＞

#### ◆ 運転がお好きな方～送迎サポーターさん～ ◆

- ・ 特に朝 8：00～10：00 頃まで 夕方 15：00～17：00 頃まで  
(その他の時間も OK です。)
- ・ ご依頼のあったご家庭等に伺い、目的地までの送迎を行います。

#### ◆ 人と関わるのがお好きな方～日中一時関りサポーターさん～ ◆

- ・ 初めの方、ブランクがある方でも安心して働けるようにゆっくり丁寧にお伝えや経験をして頂くため安心です。
- ・ 空いている時間を教えて頂き、調整を行うので月 1 回や短時間からでも OK です。

☆詳細や質問、見学をご希望の方は、

いっぽまで電話・FAX 又はメールにてご連絡ください☆

